

小規模保育園アトリエ重要事項説明書

【 年 月 日現在】

1 運営主体

| | |
|-------|----------------------|
| 名称 | 医療法人社団 千春会 |
| 所在地 | 京都府長岡京市開田 2 丁目 14-26 |
| 電話番号 | 075-953-2712 |
| 代表者氏名 | 理事長 菊地 孝三 |

2 利用施設

| | |
|--------|--|
| 施設の種別 | 小規模保育事業所A型 |
| 施設の名称 | 小規模保育園アトリエ |
| 施設の所在地 | 京都府長岡京市友岡川原 25-3 |
| 連絡先 | 電話番号 075-959-1002 FAX 075-959-1005 |
| 管理者 | 園長：坪井 夕香里 |
| 対象園児 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前園児 |
| 利用定員 | 満1歳以上満3歳未満の園児 13人 満1歳未満の園児 6人 |
| 開設年月日 | 令和元年 12月 1日 |
| 事業所番号 | 2620907100021 |

3 事業所の目的・運営方針

小規模保育園アトリエ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|----------|-------------------------|
| | 敷地 | 1,259.49 m ² |
| 建物 | 延床面積（全体） | 1,877.07 m ² |
| | 保育園部分 | 282.71 m ² |
| | 構造 | 鉄骨造 |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備 考 |
|--------|------|------------------------|
| 保育室 | 2 室 | 0 歳児～2 歳児 19 名 |
| プレイホール | 1 室 | |
| 配膳室 | 1 室 | |
| 調乳室 | 1 室 | |
| 静養室 | 1 室 | |
| トイレ | 3 箇所 | 0、1 歳児用・2 歳児用・親子（多目的）用 |
| ウッドデッキ | 1 | |
| 職員室 | 1 室 | |

5 職員の設置状況

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|------|------|-----|--------------|
| 管理者 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 7 以上 | 3 以上 | 数名 | 園児数や園児年齢で変動有 |
| 保育補助 | 数名 | | 数名 | 人数、時間帯等変動有 |
| 管理栄養士 | 1 | 1 | | 高齢者施設と兼務 |

※ 当園では、「長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 7 号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-------|-------------------|
| 管理者 | 勤務時間帯（8:30～18:30） |
| 保育士 | 勤務時間帯（7:30～18:30） |
| 管理栄養士 | 勤務時間帯（9:00～18:15） |

※ 上記の時間帯にローテーションで勤務します。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 保育補助の勤務時間帯は 7:15-18:30 の間の短時間とし、それぞれの職員によって時間帯と時間は異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時半から 18 時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に

保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時半となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時半までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) その他保育に関わる行事等

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|---------|----------|
| 0歳児 | 9時45分頃 | 11時20分頃 | 15時20分頃 | 月齢等に応じ順次 |
| 1歳児 | 9時45分頃 | 11時30分頃 | 15時20分頃 | |
| 2歳児 | 9時45分頃 | 11時35分頃 | 15時20分頃 | |

※ 午前間食は、牛乳（1歳未満はお茶）の水分補給です。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 給食は千春会病院から配送され、園内で配膳し提供します。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、以下に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、保育料と合算してお支払いいただきます。

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|---------|----------------------|-----------|
| 個人持ち保育品 | 園児個人の所有になる保育用品にかかる費用 | |
| | ①名札 | ① 145 円 |
| | ②カラー帽子 | ② 1,210 円 |
| | ③連絡帳 | ③ 200 円 |
| | ④お知らせ袋（連絡帳入れ） | ④ 270 円 |
| 保険料 | 日本スポーツ振興センター掛金保護者負担分 | 年額 315 円 |

※年度により、若干、金額が変動する場合があります。

1 0 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 園児の保護者が、園児福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 1 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に園児の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（登園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、登園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該園児の継続的な受入

(2) 連携施設

| | |
|------|---|
| 運営法人 | 社会福祉法人 和楽会 |
| 園名 | きらら保育園 |
| 所在地 | 京都府長岡京市友岡1丁目2-3 |
| 連携内容 | ア) 集団保育を体験させるための機会の設定 イ) 代替保育の提供 ウ) 当園における保育の提供終了後の継続的な受入 |
| 電話番号 | 075-959-0150 |

| | |
|---------|--------------------------|
| 運営法人 | 社会福祉法人 清和福社会 |
| 園 名 | きりしま保育園 |
| 所 在 地 | 京都府長岡京市神足森本 13-1 |
| 連 携 内 容 | ウ) 当園における保育の提供終了後の継続的な受入 |
| 電 話 番 号 | 075-955-5480 |

※当園の卒園後、保育園（当園の連携施設となっている上記2園を含む）への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科、小児科

| | |
|---------|----------------------------------|
| 医療機関の名称 | 千春会 ハイパーサーミアクリニック |
| 所 在 地 | 京都府長岡京市神足 2 丁目 3-1 バンビオ 1 番館 7 階 |
| 電 話 番 号 | 075-958-6310 |

(2) 歯科

| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 本田歯科クリニック |
| 所 在 地 | 京都市伏見区深草北新町 631-1 |
| 電 話 番 号 | 075-645-7050 |

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------------|---|
| 当園 ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 入谷 卓也 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 075-959-1001 F A X 075-959-1005 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
|---------------|---|

1.5 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 建物の耐火構造 | 耐火建築物 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯、非常警報装置、非常用電源 スプリンクラー、カーテン、敷物、建具等の防災処理 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 |

1.6 利用者に対する保険の種類（全員加入）

当園では、以下の保険に加入していただくことになります。

| | |
|-------|------------------|
| 加入先 | 独立行政法人日本スポーツセンター |
| 保険の種類 | 災害共済給付制度 |

1.7 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

1.8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する「ほいくのしおり」やその都度園から発行する文書において提示するものとします。

その他、個人情報については、保護の重要性を深く認識し、個人情報の適切な取得、利用、提供をおこない、その管理に万全を尽くします。

※「ほいくのしおり」等であらかじめ利用目的を公表しているものをのぞいて個人情報を提供いただく場合は、その都度事前に利用目的をお知らせし、又は公表します。

※要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることとします。（ただし、法令等に定めがある場合は、同意を得ないことがあります。）

★「要配慮個人情報」とは、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴など、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに特に配慮を要するものをいいます。

入園にあたり、保護者に対して、「重要事項説明書」「ほいくのしおり」に基づき説明し、交付しました。

年 月 日

| | |
|-------|---------------------------|
| 施設の名称 | 小規模保育園アトリエ |
| 事業所番号 | 2620907100021 |
| 所在地 | 京都府長岡京市友岡川原 25-3 |
| 代表者 | 医療法人社団 千春会 理事長 菊地 孝三 印 |

| | |
|-----|---|
| 説明者 | 印 |
|-----|---|

同意書

私は、「重要事項説明書」及び「ほいくのしおり」の内容について確認し、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む。）に同意します。

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最低限の範囲において使用することに同意します。

- ・連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情報を共有すること
- ・他の保育園（所）等へ転園する場合、その他、きょうだいがある施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をおこなうこと
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供をおこなうこと

| | |
|-------|---------|
| 住所 | |
| 園児氏名 | |
| 園児氏名 | |
| 園児氏名 | |
| 保護者氏名 | 印 続柄() |